

○ 総務省  
経済産業省  
令第三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

総務大臣 武田 良太

経済産業大臣 梶山 弘志

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等

に関する省令の一部改正)

第一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機

関等に関する省令（平成十三年  
総務省  
令第二号）の一部を次のように改正する。  
経済産業省

様式第一中「。記名押印又は署名」を削る。

様式第二中「（代表者が名称及び代表者の氏名を白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を削る。

様式第三から様式第十一までの規定中「。記名押印又は署名」を削る。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三

年  
総務省  
令第三号）の一部を次のように改正する。  
経済産業省

第十一条中「役職名、氏名及び記名押印又は署名」を「役職名及び氏名」に改める。

様式第一から様式第四までの規定中「。記名押印又は署名」を削る。

附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。